

「電子取引データ保存への対応」セミナー

～令和6年1月1日からすべての事業者に義務化されます～

「全事業者が強制適用になる電子取引データ保存制度とは何？」

「電子保存をしなければならないデータとは何？」

「電子取引データはどのようにして保存すればいいの？」

「電子取引データを電子保存しないと、どうなる？」

☆令和6年1月1日から全事業者強制適用になる電子取引データ保存制度に関する疑問から実務への影響まで詳しく解説。電気料金などの公共料金からネット決済、コンビニ等での電子マネー決済等電子取引は多岐にわたって身近に存在しています。**要点と実務対応**について、最前線に対応している税理士によるセミナーを開催!!

令和5年

9/14 (木)

18:00～19:00

会場

屋久島町商工会
安房支所

受講料

無料

定員

20名

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入いただき、商工会宛に**令和5年9月11日(月)**までにFAX・郵送にて

参加申込書

事業所名		電話番号	
住所			
参加者名			

申込先・お問い合わせ先

※ご記入いただいた個人情報は、厳重な管理のもと本講習会の開催運営の為の連絡、情報提供の為にのみ使用させていただきます。

屋久島町商工会(宮之浦本所 TEL42-0159/FAX42-0605 安房支所 TEL46-2137/FAX46-3267)

講師

(有)P&C ファイナンシャル・パートナーズ

代表取締役



酒匂 健寿

税理士

神戸大学経営学部会計学科を卒業。関西にてコンサルタント会社に勤務、鹿児島にて税理士事務所での勤務を経て、平成14年に税理士事務所を開設。現在、税理士業を営む傍ら、事業承継コーディネーターとしても活躍されている。